

[事案 22-82] がん診断給付金請求

平成23年3月25日 裁定終了

<事案の概要>

膀胱癌で入院し手術を受けたが、約款に定める悪性新生物に該当しないという理由で、ガン診断給付金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 3 月、A 病院に入院し病理組織診断の結果、「膀胱癌（上皮内癌以外）」、TNM分類「T a N 0 M 0」と診断され（以下「本件疾病」という）、「経尿道的膀胱腫瘍切除術」を受けた。（入院期間：同月 3 日から同月 7 日まで）。

そこで、団体信用生命保険契約にもとづき、ガン診断給付金を給付金受取人（銀行）に支払うように請求したところ、相手方会社は、約款に定める悪性新生物に該当しないということで、ガン診断給付金を支払わないが、下記理由により納得できないので、ガン診断給付金を支払ってほしい。

- (1) 約款には、悪性新生物の判断基準が記載されておらず、何ら約款に記載されていないTNM分類を基準として悪性新生物か否かの判断をするべきではない。
- (2) 下記の要件①は、医的に何ら意義のない要件である。
- (3) 悪性新生物の判断には、要件②の分類の元になるWHOが作成するICD-9に準拠した提要昭和 54 年度版を用いることから、悪性新生物の該当性については、昭和 54 年当時のWHOの腫瘍学の分類である国際疾病分類腫瘍学（ICD-O）第 1 版もしくは第 2 版に依拠してなされなければならない。

<申立契約の保険約款に定める支払要件>

ガン診断給付金は、被保険者が要件①および要件②を両方を満たす疾患に罹患した際に給付される。

- ①「対象となる悪性新生物・・・は」、「悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内ガンおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンを除く）」（表 1）によって定義付けられる疾病」（以下「要件①」という）
- ②「昭和 53 年 12 月 15 日行政管理庁告示第 73 号に基づく厚生省大臣官房統計情報部「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和 54 年版）に記載された分類項目中、表 2 の基本分類番号に規定される内容によるもの」（以下「要件②」という）

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の罹患したガンは、約款上支払い対象外となる疾患であり、がん診断給付金は支払うことは出来ない。

- (1) 約款解釈は、契約当事者の意思を合理的に解釈すべきところ、医学は日々進歩しているので、本来特約が備えるべきリスクもその時々医学的水準に左右されることから、最新（確定診断時）の医学的判断基準によって判断されると解するのが当事者の合理的意思である。

- (2) TNM分類を用いることは、同分類が悪性腫瘍の病期分類として広く定着していることからすれば、当事者の合理的な意思と考えるべきである。
- (3) 「悪性新生物」を定義する本件約款別表1に文言上申立人主張の要件②の基準によるべきであるとは、全く規定されていない。何より、30年以上昔の医学的基準によって、悪性新生物の該当性を判断するのは、当事者の合理的意思の範疇を完全に超えている。

<裁定の概要>

下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関業務規程第37条により、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

1. 「組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられる疾患」の解釈について

(1) 約款に特定の具体的な医学的基準が示されている場合には、その基準を使用して判断すべきであることはもちろんだが、具体的な医学的基準が記載されていない場合において、具体的な医学基準を用いて、約款文言の内容を適切に特定することが可能ならば、その基準を排除する必要はないと考えられる。そして、その場合に使用する医学的基準は、約款を適用する時点における標準的な医学的基準とするのが合理的であり、当事者の意思にも合致すると考えられる。

(2) TNM分類は、国立がん研究センターがん対策情報センターのホームページにおいても、膀胱がんのステージを判断する基準として、「国際的に用いられている」と記載されており、国内外で標準的に用いられている基準であると考えて差し支えないものと思われ、「組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病」は、その文言から、がんの広がり(深達度)に着目した定義であると考えられ、がんの深達度を示すのに、国内外において標準的に用いられているTNM分類を使用して、上記文言を解釈することは適切であると考えられる。

(3) 申立人が上記約款文言の解釈の基準として使用すべきであると主張する国際疾病分類腫瘍学(ICD-O)第1版及び第2版については、なぜ要件①の判断基準になるのかその根拠が明らかではなく、20年~30年以上前に定められたものであり、現在の医学水準に合致するものではないと思われ、申立人が平成22年に罹患し、治療を受けた本疾患に、約款を適用する際の解釈の前提にするのに適当な基準であるとは考えられない。

2. 申立人の罹患した疾患が、約款上の悪性新生物であるかについて

下記の事実から、申立人の膀胱腫瘍は、非浸潤性の乳頭状癌であって、悪性腫瘍ではあるものの、転移や浸潤しないと考えられていると判断できるので、「組織への無制限かつ浸潤的破壊的増殖で特徴づけられる疾病」にはあたらないと解釈でき、要件①を満たさない疾病であると考えられる。よって、申立人の疾患は、要件②を検討するまでもなく、ガン診断給付金の支払対象となる悪性新生物にはあたらないものと判断できる。

(1) 診断書によれば、本件疾病は「膀胱腫瘍」で「上皮内癌以外」と記載され、TNM分類「T a N 0 M 0」と記載されている。これは、非浸潤性・乳頭状癌であり、所属リンパ節転移はなく、遠隔転移もなかったことを示している。

- (2) 病理組織検査報告書によれば、申立人の膀胱の生検体のうち、「①左側壁」については、「G 1～G 2相当の尿路上皮癌が示唆される。明らかな癌の浸潤は、確認できない。(p T a)「②左三角部」についても「G 1～G 2相当の尿路上皮癌が示唆される。癌の浸潤は明らかではない (p T a)。」との記載がある。
- (3) さらに、国立がん研究センターのホームページによると、非浸潤性・乳頭状癌について、「肉眼的に、ちょうど、カリフラワーか、いそぎんちゃくのように表面がぶつぶつとなっているかたちをしたがん（乳頭がんともいう）で、膀胱の内腔に向かって突出しています。しかし、がんの病巣は、膀胱の粘膜にとどまっていることが多く（表在性がん）、転移や浸潤（がんが周囲に広がること）をしないものです。」との記載がある。